

公益目的の信託の活用

1. 社会的課題の解決は国だけではできない

社会的課題の解決を社会全体で進めるためには、課題解決への貢献が報われるよう、市場のルールや法律制度を見直す必要があります。そうすれば貢献の大きな企業や団体に資金や人が集まる流れを誘引し、民間が主体的に課題解決に取り組める社会を目指ことができます。令和4年6月7日政府は新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画を閣議決定しました。内閣府特命担当大臣の下に設置された「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」に於いて公益法人と共に公益信託の活用が認識されたので、政府は「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）」の全部改正案を国会に上程し、令和6年5月に「公益信託に関する法律」が可決承認されました。この「公益信託」とは学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の増進の目的とする公益事務を行うことのみを目的とし、行政庁の認可を受け、その監督に服する信託です。しかし行政庁の認可を受けない私的な信託であるが、公益目的の信託も社会的課題のために有用であり、米国では広く活用されています。そこで本稿では米国の公益目的の信託を紹介し、今後日本におけるその活用を模索します。

2. 米国における公益目的の信託

米国では大学や病院のために大規模な公益目的の財団（foundation）や地域の寄付者から寄付金を集め地域のニーズに応じて助成する財団（community foundation）と共に公益信託（charitable trust）が活用されています。統一信託法典（Uniform Trust Code）405条（a）は「公益目的の信託は貧困の救済、教育又は宗教の普及、健康の増進、政府または自治体の政策、又は社会的利益のある目的のために設定できる」と規定しています。同条記載の公益目的は判例から得られた準則を条文化した信託のリステイトメント（Restatements (Third) of Trusts）28条に基づいています。統一信託法典の注釈（Comment）によれば、信託が公益目的と私益目的の両方を有している場合は、公益目的の部分が公益目的の信託となります。このようないわば半公半私の目的の信託は受益権複層化信託の一種である分割利益信託の仕組み（split-interest trust）を使います。

分割利益信託では、例えば信託期間に定期的に定額又は信託財産の時価の一定割合の額を受領する権利（定期金等受益権）と信託終了時に残余財産を受領する権利（残余権）とに分割します。半公半私目的の信託では、その一方の分割受益権を公益法人等に寄付し、他方の分割受益権を委託者の親族等に付与します。定期金等受益権を公益法人等に寄付する信託を公益先行信託（charitable lead trust）と言い、残余権を公益法人等に寄付する信託を公益残余権信託（charitable remainder trust）と言います。米国では、税法の要件を満たす信託の受益権を寄付した場合は、課税額の算定に於いて寄付控除を受けることができます。

3. 日本における分割利益信託の利用可能性

分割利益信託の利用可能性については、既に優れた研究があります。本稿では藤谷武史教授の「公益のための信託と税制」（能見、樋口、神田編「信託法制の新時代」弘文堂2017年）を紹介します。同教授は富裕層の多くは、寄付の決定は現時点で行いたい、財産の移転を直ちに行うのではなく将来のある時点まで遅らせ、自分の老後不安を解消し、家族のためにある程度の資産を残すことを望んでいる。そのための仕組みとして分割利益信託の利用のニーズがある。分割利益信託の種類としては、信託期間に私人に信託収益を先行して分配し、期間経過後に残余財産を公益法人等に分配する信託（公益残余型の信託）と、その逆に信託期間に公益法人等に信託収益を先行して分配し、期間経過後に私人に残余財産を分配する信託（公益先行型の信託）とがある。分割利益信託の課税関係については、特段の立法措置を伴うことなく、既存の制度の下で寄付金控除が可能であると考えられるが、次のような不確実性もあると述べています。

- ①信託財産として金銭以外の拠出が行われた場合、見なし譲渡課税があるが、公益法人に対する寄付の租税特別措置法40条の特例の適用に不備がある。
- ②所得課税に於ける受益権複層化信託の取り扱いが不明確
- ③寄付金控除の対象となる受益権の価額算定ルールが定まっていない。

この分割利益信託の詳細は当機構の4月の専門研修で扱うことを検討中です。

（高橋倫彦 民事信託活用支援機構代表理事）